

# 障害福祉施設・事業所における 災害対応マニュアル

(暫定版)



平成 30 年 8 月

静岡県健康福祉部障害者支援局

## 凡 例

本マニュアルにおける以下の用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
入所施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する「障害者支援施設」、同第8項に規定する「短期入所」を提供する施設及び児童福祉法第42条第1号に規定する「福祉型障害児入所施設」をいう。 また、特段の記載のない限り、「入所施設」には、「医療型入所施設」も含むものとする。
医療型入所施設	障害者総合支援法第5条第6項に規定する「療養介護」を提供する施設及び児童福祉法第42条第2号に規定する「医療型障害児入所施設」をいう。
通所事業所	障害者総合支援法第5条に規定する「障害福祉サービス」のうち、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を提供する事業所及び児童福祉法第6条の2に規定する「障害児通所支援」のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所をいう。
グループホーム	障害者総合支援法第5条に規定する「障害福祉サービス」のうち、共同生活援助を提供する事業所をいう。
施設及び事業所	「入所施設」「医療型入所施設」「通所事業所」及び「グループホーム」のすべてを含むものをいう。
利用者	「入所施設」「医療型入所施設」「通所事業所」若しくは「グループホーム」を利用している障害者又は障害児をいう。

# **地震対策編**

# 目 次

<b>I 平常時における地震防災対策</b>	
1 施設及び事業所の安全化対策	1
2 必需品の備蓄	4
3 地震発生時の初動体制確立のために	6
4 地域社会との連携づくり	12
5 防災教育と防災訓練	13
<b>II 注意情報・警戒宣言時における対策</b>	
1 注意情報時における対策	15
2 警戒宣言時における対策	16
<b>III 発生時における地震防災対策</b>	
1 人的・物的被害の確認	17
2 二次災害の発生防止対策を実施	18
3 施設及び事業所利用者の避難誘導	18
4 必要な連絡	20
5 利用者が受けた精神的ショックを癒す対応	20
<b>IV 地震発生後の被災生活確保対策(福祉型入所施設向け)</b>	
1 利用者の生活を維持する必需品の確保	22
2 利用者の生活を維持するための人手の確保	22
3 一時帰宅した利用者、その家族に対する支援対策の実施	23
4 施設の早期再開を目指す	23
5 職員へのケアの実施	24
6 地域に居住する在宅弱者への支援対策の実施	24
7 グループホーム、通所事業所における対策	25
<b>参考資料</b>	26

# I 平常時における地震防災対策

## 1 施設及び事業所の安全化対策

施設及び事業所の利用者は、地震発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な障害を持っていたり、普段とは異なる状況下に置かれパニックを起こす等、多くのサポートを必要とする方が多くいらっしゃいます。

そこで、平時より施設の安全対策を実施し、いざという時に備えて施設及び事業所の環境を整備しておくことは重要です。

### (1) 立地条件の確認

ア 山崩れ、落石、津波、火災による延焼、液状化等の想定される危険性について十分な調査と点検を行いましょう。

イ 上記の危険性については、市町防災担当部局や消防署と十分協議しましょう。

**東日本大震災を受け、県や市町で危険性等の見直しが行われています。最新情報の入手を心がけ、情報が改訂された場合には、新たな情報に基づき、施設及び事業所のマニュアル等を適宜見直しましょう。**

### (2) 施設の安全確認

建築物の耐震性や不燃性などの安全性について、専門家による診断を受け、その結果に基づき計画的な補強等の整備計画を立てましょう。

特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された建築物は、耐震性能が劣る場合が多いので、必ず耐震診断を受けましょう。

### (3) 耐震化等の対策

ア 耐震診断の結果、補強をする施設及び事業所は、計画的に整備していくこととし、改築をするものは耐震不燃化建築物に建て替える計画が必要です。

イ また、直ちに建て替えができない場合であっても、仮補強工事の施工や、対策が完了するまで危険箇所の利用をさしひかえる等、当面の応急対策を講じましょう。

ウ 重症心身障害児の方が利用する等、自力移動が全くできない利用者が利用する施設及び事業所は、特に耐震化、不燃化に配慮し、安全を確保するよう努めましょう。

エ 医療型入所施設や通所事業所に医療を必要とする利用者が通所する場合は、停電時に備えた電源確保等ライフラインの確保が重要な課題となります。静岡県厚生部医療健康局医療室が平成 19 年 12 月に改訂した『医療機関のための「地震防災マニュアル」作成の手引き』を参考に、対策を検討することが必要です。

#### (4) 落下物、倒壊物の対策

##### ア 屋内対策

###### (ア) 窓ガラス等の対策

窓ガラスや書棚、食器棚等のガラス部分については、ガラス飛散防止対策が必要です。割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強しましょう。

###### (イ) 備品等の転倒防止対策

机、ロッカー、タンス、書棚、戸棚及び冷蔵庫やテレビなどの大型電化製品等は、ロープ、針金、金具等で床、壁にしっかりと固定し、転倒や移動を防止しましょう。書棚や戸棚は棚板の縁を高くするなど落下防止を行いましょう。開き戸は、振動により開いて収納物が落下しないように、扉の開放防止対策を行いましょう。

###### (ウ) 天井からの落下物対策

照明器具（シャンデリア等）や吸音材、壁掛け時計等の取付状態を点検し、鎖で補強するなど、落下防止策を施しましょう。

###### (エ) 安全スペースの確保

可能ならば、建物内の一室を、什器等を一切置かず、利用者が集まる「安全スペース」として確保しておきましょう。手すりが設置されている広い廊下も安全スペースとしては有効です。

###### (オ) 情報通信機器の適正な管理

津波の被害が想定される建物では、情報源となるテレビの他、電話、FAX、パソコンなど通信機器を上階等の高い場所に設置しておきましょう。

**東日本大震災を受け、県や市町で危険性等の見直しが行われています。最新情報の入手を心がけ、情報が改訂された場合には、新たな情報に基づき、施設及び事業所のマニュアル等を適宜見直しましょう。**

##### イ 屋外対策

###### (ア) 屋根瓦の対策

瓦葺きの屋根がある場合、瓦の落下による負傷も予想されます。葺き工事の工法、状態等について専門家による点検を行い、危険箇所を補修しましょう。

トタン、スレート等落下の心配が少なく、軽いものに改修することも有効です。

###### (イ) 門、塀の倒壊防止

避難経路に面した施設及び事業所の門、塀の安全性について確認しましょう。特にコンクリートブロック構造のものは、基礎部分、亀裂の状態等の点検を行い、必要な補修を行いましょう。

なお、危険性の高い石塀やブロック塀は、倒壊の危険のない生垣やフェンスにすることが望まれます。

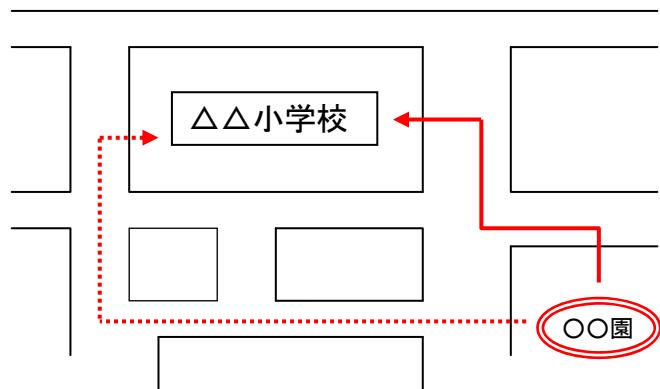
###### (ウ) 倒壊危険物の対策

遊具、物置、老木等、施設の構内にある倒壊の可能性がある危険物の点検を行い、危険なものは補強し、不用物は撤去しましょう。避難経路や出入口付近の

自動販売機等については、設置業者と相談し、必要な転倒防止策を行っておきましょう。

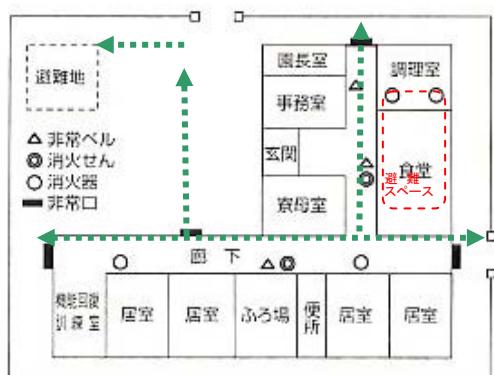
#### (5) 避難経路の確認等

- ア 施設外の避難場所への経路図を作成し、貼り出しておきましょう。この場合最低でも2つの避難経路を確保しておきましょう。なお、定めた避難ルートのほかに、利用可能な道路は全て把握しておきましょう。



- イ 建物内の安全な避難スペース、消火器の位置、地震時に開放する出口位置、避難経路などについて建物平面図をもとに記載し、廊下などだれもが確認できる場所に貼り出でておきましょう。

○○園消防用設置配置図及び施設内避難地



- ウ 徒歩での避難が困難な利用者数から割り出される必要車両数を、施設車両・職員車両及び近隣地域住民協力車両確保しておきましょう。必要数に満たない場合は公的機関（市町災害対策本部・警察・消防）の応援を得られるよう、あらかじめ調整をしておきましょう。
- エ 利用者ごとに避難するための方法（徒歩、車いす、ストレッチャー）を色分けするなど、職員が認識できるようにしておき、プラカード、ゼッケン等を準備しておきましょう。
- オ 避難に必要な時間を確認するため、自動車での避難が可能な場合と、徒歩での場合、それぞれどれだけかかるかを計測し、職員に周知しておきましょう。

## 2 必需品の備蓄

大規模な地震が発生した場合には、行政も即座に施設及び事業所への救援活動を実施できない可能性もあります。このため最低7日間は施設で利用者並びに職員の生活が維持できるよう、水や食料等の必需品を備蓄しましょう。その際には、利用者の特性を考慮した食糧や資機材をリストアップすることが必要です。

特に、医療型入所施設や通所事業所に医療を必要とする利用者が通所する場合は、通常の入所施設や通所事業所とは異なる対策が必要とされることから、静岡県厚生部医療健康局医療室が平成19年12月に改訂した『医療機関のための「地震防災マニュアル」作成の手引き』を参考に、対策を検討しましょう。

なお、入所施設では、機能が停止したことにより、利用者の健康状態が悪化するおそれがありますので、備蓄しておく食糧については、栄養バランスや利用者の特性等に特段の注意を払う必要があります。

また、津波の被害が想定される建物では、資機材の備蓄場所を津波被害のおそれのない場所に移しておくことが重要です。

東日本大震災を受け、県や市町で危険性等の見直しが行われています。最新情報の入手を心がけ、情報が改訂された場合には、新たな情報に基づき、施設及び事業所のマニュアル等を適宜見直しましょう。



※非常用持ち出し品の例です。各施設及び事業所で必要となる物品を準備しておきましょう。

### (1) 飲料水と生活用水の備蓄

施設及び事業所、特に入所施設においては、飲料水のみならず、洗濯物やおむつ使用者の清拭等のために大量の水が必要になります。地震発生後には、速やかに応急給水活動が実施されますが、給水範囲は広範に及び、施設への給水が即座に実施されない可能性もあります。

このため、飲料水については、一人一日3リットルを目安に、最低7日分を各施設で備蓄しておく必要があります。

その他の生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水・河川等の自然水の利用等、施設の立地条件に応じて断水時に使える水源を検討しておきましょう。（なお、浄水装置や組立水槽等を備えておけば心強いでしょう。）

## （2）利用者の特性に合わせた非常用食料の備蓄

地震発生時の断水、停電、都市ガス供給停止等に伴い、施設及び事業所内での調理が不可能となる事態が想定されます。また、物資の流通が滞り食材の調達が困難になる事も予想されるため、施設及び事業所では少なくとも7日分の食料を備蓄しましょう。備蓄食糧の内容は、利用者の特性に応じた食料品の選定を施設で事前に検討し、調理が不要なものなどを備蓄しておく事が必要となります。

## （3）衛生用品の備蓄

断水や停電により、洗濯や入浴ができない、水洗トイレが使用できない等、衛生面で様々な問題が発生することが予想されます。

このため、紙おむつやウェットティッシュ、ナプキン等の衛生用品や、ポータブル便器、簡易トイレ等利用者の特性に応じた物品を備蓄しておくことが必要です。

（新潟県中越地震の際にもトイレの確保が大きな課題となりました。）

## （4）医薬品確保のための備え

施設及び事業所の利用者の中には、常時投薬が必要な慢性疾患を有している人が多くいらっしゃいます。特に投薬が途切れると生命に関わるような疾病、投薬をしなければ症状のコントロールができないと見込まれる場合には、施設及び事業所において常に最低3日分の医薬品を確保しておくよう準備しましょう。

また、緊急時にはどこにいても即座に投薬が継続されるよう、利用者各人の投薬に関しての情報を、施設及び事業所、利用者、利用者の家庭で保管しておくことも重要です。

## （5）エネルギー源の確保のための備え

停電時に備えた自家発電装置や自家発電に必要な燃料・冷却水の備蓄並びに、都市ガスの供給停止に備えたプロパンガス調理器具や薪を使った炊き出し等、代替熱源の確保方策を検討しておくことが必要です。

特に、医療型入所施設や通所事業所に医療を必要とする利用者が通所する場合は、通常の入所施設や通所事業所とは異なる対策が必要とされることから、静岡県厚生部医療健康局医療室が平成19年12月に改訂した『医療機関のための「地震防災マニュアル」作成の手引き』を参考に、対策を検討しましょう。

さらに、自家発電装置等の非常用電源の操作方法や代替熱源を用いた炊き出し方法は、職員全員が防災訓練等の機会を通じて体験し、地震発生時に円滑に実施できるよう訓練を重ねておきましょう。

### 3 地震発生時の初動体制確立のために

地震が発生する時間帯によっては、少数の職員が地震発生直後の防災対応を全て行わなければならない事態に陥ります。

阪神・淡路大震災時には、当直の職員が施設の被害調査から、入所施設利用者並びにその家族の安否確認等、多くの対策に忙殺されました。さらに、緊急時の安否確認方法等について、事前に取り決めをしていた入所施設は少なく、確認に多大な労力を要したことです。

このため、施設及び事業所いずれの場合にも、様々な状況を想定して、職員の参集計画や安否確認の手順、家族引き取りの取り決め等について、事前に計画を定めておくことが必要です。

#### (1) 職員の参集と役割分担計画の作成

職員の居住場所や通勤手段を考慮に入れ、地震発生時に施設及び事業所への駆けつけが可能な職員が何人いるかを把握した上で、初動期における職員の役割分担を明確に定めましょう。

また、「震度 $\times$ 以上ならどの範囲の職員が自動参集する」というように参集ルールを定め、職員が混乱しないよう参集計画を策定しましょう。特に入所施設やグループホームでは、夜間等職員配置の少ない若しくは職員が不在の時間帯に地震が発生した場合、多大な混乱が予想されるため、緊急時の参集に関する事前の取り決めは重要になります。



#### ア 役割分担

- ・地震が発生したら、通常の組織から災害対応がスムーズに行える対策本部体制に移行できるように、事前に災害時の対策本部体制を確立しておきましょう。
- ・入所施設及びグループホームでは、夜間時に参集可能な職員を決めておきましょう。

#### ※夜間参集可能な職員の決め方の例

- 自宅から施設までの距離が近い
- 施設までの道のりで災害に遭う危険性が低い 等
- ・参集状況に応じて対策本部体制を作り、貼り出しておきましょう。

- ・本部長が不在の場合は、あらかじめ本部長の代わりとなる責任者を決めるルール化をしておきましょう。

#### イ 参集計画

##### (ア) 昼間に地震が発生した場合

- ・日常の組織から事前に決めておいた対策本部体制に移行し、行動を開始しましょう。
- ・外出中の職員は、戻り次第、本部長の指示を受けて行動を開始しましょう。
- ・外出先から施設に戻れない場合は、事前に定められた連絡方法に従って状況を報告し、「一旦自宅に戻る」、「周辺被災者の救護活動に当たる」などを自己判断しましょう。

##### (イ) 早朝又は夜間に地震が発生した場合

- ・入所施設及びグループホームでは、早朝・夜間や職員不在の時間帯の参集ルールを事前に決めておきましょう。

※参集ルールの例

参集体制	行動基準	参集人員	連絡体制
待機	施設所在市町内で震度4を記録又は県内で震度6弱以上を記録したとき	・当直、世話人 (当直及び世話人は、施設長若しくは管理者に状況を知らせる。)	施設長の判断に基づき、職員連絡網により参集をする職員に連絡を入れる。
警戒参集	施設所在市町内で震度5弱を記録したとき	・施設長若しくは管理者 ・各班責任者 ・各班であらかじめ定めた夜間参集可能な職員	メール等により、参集の可否に関わらず連絡する。
非常参集	施設所在市町内で震度5強以上を記録したとき	・全員	同上

#### (2) 利用者の安否確認方法の検討

通所事業所はもとより、入所施設やグループホームにおいても、利用者が外泊している場合があるため、地震発生時に利用者が施設及び事業所外にいる時の安否をどのような方法で確認するかを、利用者やその家族と事前に話し合い、合意形成を図っておきましょう。

#### (3) 利用者の家族との連絡体制の確立

入所施設及びグループホームでは、利用者の家族の安否を確認することが、利用者の精神的安定を保つために重要であることから、地震発生時における家族との連絡方法を事前に定め、情報収集がしやすいような工夫をしておきましょう。

さらに、地震発生後の家族による一時引き取りの可能性や方法について、各家族と協議しておくことが必要です。利用者の家族が居住する地区の避難場所など避難時の参集場所を定めておき、緊急時には家族から連絡を入れてもらうことを事前に申し合わせておきましょう。

通所事業所では、利用者が事業所にいた場合の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、地震発生時の引き取りに混乱が生じないようにしましょう。

地震発生時の利用者の家族との連絡体制や引き取りに関する情報は、施設が台帳として整備しておきましょう。

#### (4) 情報通信手段の確保

ア 「災害用伝言ダイヤル171」の活用

非常時に職員及び利用者家族と連絡をとるため、「災害用伝言ダイヤル171」を活用しましょう。

イ 携帯電話用「災害用伝言板」の活用

震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合に開設される、携帯電話の「災害用伝言板」を合わせて活用しましょう。

ウ 災害時優先電話の指定

災害時優先電話とは、災害時の公共の秩序を維持するために、地方公共団体やライフライン関係者、病院などの機関を対象に指定されている回線で、「発信」については、一般の回線よりも優先され、かかりやすくなっているのが特徴です。

(総務省のホームページに、概要や利用に関する注意点が掲載されています。)社会福祉施設(「社会福祉法第2条第1項に定める社会福祉事業を行う者」—「総務大臣が指定する機関(平成21年3月9日総務省告示第113号)」を参照)も指定を受けることが可能ですが、回線等の都合で指定を受けられない場合もありますので、指定等については、御利用の電気通信事業者(NTTの場合は「116」)に問い合わせてください。

#### (5) 職員、行政・防災関係機関との連絡方法のルール化

ア 職員間の非常時連絡方法のルール化

電話やメールによる参集連絡文案を定め、定型文にして連絡の迅速化を図りましょう。

##### ※連絡文案の例

例1	〇〇です。今△△にいます。後▽▽分で到着します。
例2	〇〇です。■■のため参集できません。××にて待機します。

非常時には参集できる、できないにかかわらず、必ず連絡することをルール化しましょう。

イ 市町、防災関係機関、医療機関、ライフライン関係機関との情報伝達に関するルール化

非常時に速やかに連絡できるよう、市町や関係機関との情報伝達手段をあらかじめ決めておきましょう。

なお、市町に対しては、原則として次のルールに従って連絡してください。（市町によっては、対応が異なる場合があります。事前に確認してください。）

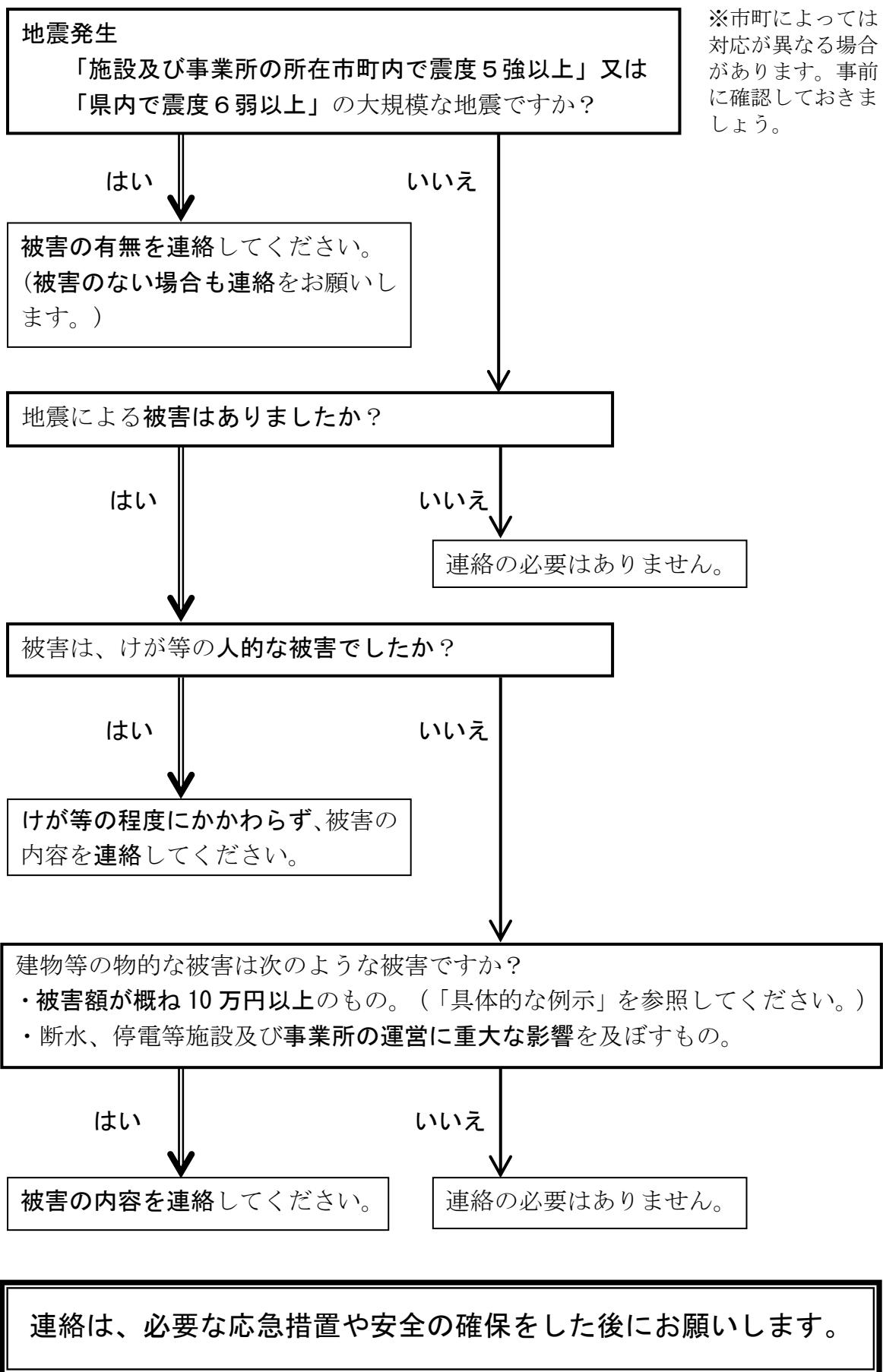
#### ※市町への連絡方法等

方 法	メール又はFAX
様式及び連絡先	「県障害者政策課のホームページ」又は本マニュアルの「参考資料」を御参照ください。（事前に市町に確認のうえ、用意をお願いします。）
時 期	応急措置や避難等の必要な措置や手段を講じた後 (県や市町から必要に応じてメールで、市町への報告を依頼する場合もあります。)

#### ※連絡の内容等

地震により被害が発生した場合(地震の大きさに関係なく連絡)	地震の大きさに関係なく、次のような被害が発生した場合は、応急措置や避難等必要な手段を講じた後に、 <b>被害の内容</b> を連絡してください。 ○人的被害一けが等の程度にかかわらず連絡してください。 ○物的被害一次のような被害は連絡をしてください。 ・被害額が概ね10万円以上のもの。（「具体的な例示」を参照） ・断水、停電等施設及び事業所運営に重大な影響を及ぼすもの。
大規模な地震が発生した場合	「施設の所在市町内で震度5強以上」又は「県内で震度6弱以上」の大規模な地震が発生した場合は、応急措置や避難等必要な手段を講じた後に、 <b>被害の無いときも連絡</b> してください。

## ※連絡のフロー図



※具体的な例示

対応	例示
連絡が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物が損傷した（「壁にひびが入った」「ドアが閉まらなくなった」「複数の窓ガラスが割れた」「屋根瓦の脱落による雨漏り」など）</li> <li>・什器、備品の転倒や落下、消耗品等の散乱（「タンスが3棹倒れた」「コップが30個割れた」など）</li> <li>・ライフラインの損傷（「パイプの切断」「水漏れ」「停電」など）</li> </ul>
連絡を要しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター やガス器具など、安全装置による一時的な停止</li> <li>・容易に復旧可能な什器、備品の転倒や落下、破損（「書類が机から落ちた」など）</li> <li>・少數の備品、消耗品の損傷（「食器が数枚欠けた」など）</li> </ul>

(6) 避難行動計画の検討

ア 避難行動計画

施設長又は管理者は、地震発生時に収集された情報を踏まえ、職員に的確な避難行動を指示するため、避難行動計画パターンを事前に立てておきましょう。事前にどういう情報の場合にどの行動を選択するかを検討しておきましょう。

※事前に定めておく避難行動計画パターンの例

当初の避難では	⇒ 建物内の安全スペースへ避難
	⇒ 施設外の安全な広場へ避難
	⇒ 津波等の被害を受けない場所へ避難
本格的な避難では	⇒ 建物内で待機
	⇒ 施設敷地内の安全な広場等へ避難
	⇒ 広域避難地や福祉避難所へ避難 等

イ 夜間や職員不在時の屋外への避難

入所施設において地震が夜間に起こった場合、職員が参集するまでの間、数少ない当直の職員で、利用者の当初の避難を実施せざるを得ません。また、グループホームの場合、地震発生時に、世話人等が事業所内に不在の場合も考えられます。

夜間や職員不在時の避難行動に備え、災害時には近所の応援が迅速に得られるよう、日頃から自主防災組織や地元消防団等との連携を強めておきましょう。

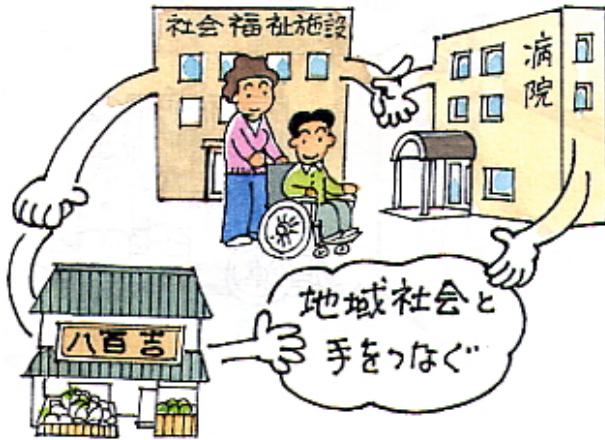
また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、職員は明るい色の上着を着用したり、蛍光塗料を使ってルート誘導を行うなどの工夫をしましょう。

## 4 地域社会との連携づくり

### (1) 施設への支援を得るための協力体制づくり

地震発生時には、水や食料の確保、利用者の日常生活支援等の面で、様々な支援が必要となります。このため、施設及び事業所が立地する地域社会と日ごろから連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を確立しておくことが必要です。

具体的には、近隣の病院や開業医、他の社会福祉施設、地域の自主防災組織や商店等と、事前に協定等を結ぶなど、協力体制を確立するとともに、平素の付き合いを心がけ、施設に対する理解を深めておくことが必要となります。



### (2) 地域の避難拠点としての役割の認識

阪神・淡路大震災では、入所系の施設が一時的に地域住民の避難場所となったり、在宅の高齢者や障害者の緊急拠点になる等、地域社会で大きな役割を果たしました。

このため、自らの施設を「社会資源」として位置づけ、地域との結びつきを日常的に意識しながら、市町と協定を締結して「福祉避難所」としての活用を図る等地域社会と施設がお互いに助け合う立場づくりを推進しましょう。

### (3) 広域的な応援体制づくり

地震被害が広範に及ぶ場合には、被災地域外からの応援が必要となります。このため、他県にある関係施設及び事業所やボランティア団体とも日ごろ交流を重ね、大規模地震発生時に備えた広域的な応援体制づくりに取り組むことが望まれます。

### (4) 応援を受ける場合の施設内対応マニュアルの作成

利用者が、ボランティアや他施設の職員、地域住民等による応援を受ける場合には、支援者に対して施設内対応マニュアルを渡し、施設内での支援作業が円滑に行われるよう工夫することが有効です。

このマニュアルは、身体的・精神的状態や食事や排せつに関する支援の方法等施設利用者の特性の説明や避難誘導の方法を定める等、施設で応援者が活動する際の手順書として作成しておくことが望ましいと考えられます。

## 5 防災教育と防災訓練

### (1) 防災教育

職員に対しては、定期的に地震防災について教育を行うことが必要です。

#### ※研修テーマの例

- ・「地震及び地震災害についての基礎的な知識」…東海地震の規模、想定される被害、施設及び事業所の想定される被害など
- ・「施設及び事業所で行っている地震対策の概要」…建物の耐震安全性、食糧・資機材・医薬品等の備蓄など
- ・「地震時にとるべき行動」…対処方法、電源の確保、救命救急の方法（人工呼吸、止血方法等）、果たすべき役割など

地震防災教育の実施は、市町や消防署に相談して、協力を得ながら行いましょう。また、地震防災教育には、できる限り利用者にも参加してもらいましょう。

### (2) 施設及び事業所で行う地震防災訓練

地震防災訓練は、最低でも年1回は必ず行いましょう。実際の地震が起きたときに有効です。なお、医療型入所施設や通所事業所に医療を必要とする利用者が通所する場合は、通常の入所施設や通所事業所とは異なる訓練が必要とされることから、静岡県厚生部医療健康局医療室が平成19年12月に改訂した『医療機関のための「地震防災マニュアル」作成の手引き』を参考に、医療機関の体制に即した訓練を行いましょう。

#### ※施設及び事業所で行う地震防災訓練のチェックリストの例

- ・地震が発生した場合における利用者及び職員の対処方法
- ・初期消火活動
- ・利用者の安否確認
- ・出口の確保
- ・通路の安全確認
- ・安全な避難スペースへ避難・誘導
- ・利用者・職員のけがの応急手当
- ・施設の防災本部の設置
- ・施設の安全点検・情報伝達
- ・本部長の各班に対する指揮指導、避難行動の判断

また、訓練の結果を受け、施設及び事業所で作成した災害対応マニュアルは、1年に1回程度の見直しを行い、施設及び事業所を取り巻く環境の変化に対応した、より効果の上がるものに見直していきましょう。

### (3) 地域で行う地震防災訓練

地域との連携・協力は、地震発生時や復旧時に極めて有効です。

地域で行う地震防災訓練に施設及び事業所としても参加し、地震の際にどのような行動をとるべきか、特に情報の伝達、避難方法について十分理解しておきましょう。併せて、地域及び自主防災組織との連携の取り方も協議しておくことが重要です。

また、日頃から、地域での催し、行事に積極的に参加し、地域の人に『災害時に介助が必要な人たちが近くにいる』ことを認識してもらうとともに、入所施設は、在宅の災害時要援護者を災害時に入所施設へ受け入れる際の体制や人数などについても話あっておきましょう。

施設及び事業所としても、地域の人たちを招いた催しを施設等内で開催し、施設等に馴染んでもらうことでも地震時の迅速な避難行動、救助活動に役立ちます。

## II 注意情報・警戒宣言時における対策

「東海地震に関する情報」は、東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報からなる東海地震に関連する情報が、気象庁から発表されます。発表された情報を基に、施設及び事業所では、落ち着いて対応を図ることが必要です。

東海地震に関する調査情報	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合など、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表されます。⇒防災対応は特にありません。
東海地震 注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。⇒東海地震に対応するため、防災の「準備行動」がとられます。テレビ・ラジオ等の情報に十分注意し、自治体などからの呼びかけや自治体の防災計画に従って行動してください。
東海地震 予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に気象庁が発表するものです。⇒テレビ・ラジオ等の情報に十分注意し、地震の発生に十分警戒してください。警戒宣言及び自治体の防災計画に従って行動してください。

### 1 注意情報時における対策

#### (1) 入所施設においては

耐震化されている施設	・設備の転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、入所を継続する。
耐震化されていない施設	・安全性が確保されている他の施設への移送のための連絡体制や移送方法手段の確認などの準備的措置を講ずる。 ・帰宅希望者の家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

#### (2) 通所事業所においては

耐震化されている事業所	・家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 ・警戒宣言発令後に家族等への引渡しを開始したのでは利用者の安全確保が困難なことが予想される場合は、家族等への引渡しを実施する。
-------------	--

耐震化されていない事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。</li> <li>・警戒宣言発令後に家族等への引渡しを開始したのでは利用者の安全確保が困難なことが予想される場合は、家族等への引渡しを実施する。</li> <li>・家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段などの準備的措置を講ずる。</li> </ul>
--------------	--

## 2 警戒宣言時における対策

### (1) 入所施設においては

耐震化されている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所を継続する。</li> </ul>
耐震化されていない施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性が確保されている他の施設への移送を実施する。</li> <li>・帰宅希望者の家族等への引渡しを実施する。</li> </ul>

### (2) 通所事業所においては

耐震化されている事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等への引渡しを実施する。</li> <li>・在宅中の場合は、事業所への通所はしないものとする。</li> </ul>
耐震化されていない事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等への引渡しを実施する。</li> <li>・家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送を実施する。</li> <li>・在宅中の場合は、事業所への通所はしないものとする。</li> </ul>



### III 発生時における地震防災対策

地震発生時には、原則として、事前に決めておいた対策本部体制をとり活動しましょう。

事前に決めておいた体制を確保できない場合、本部長は実際の参集状況に応じて班に職員を割り当てましょう。なお、本部長が不在の場合にも対応できるよう、代理者・代決権者をあらかじめ決めておきましょう。

少ない職員で役割分担する場合は、一人が複数の役割を担うことになりますが、まず、救護・看護班、避難誘導班、情報連絡班を立ち上げましょう。

#### 1 人的・物的被害の確認

##### (1) 安全の確保

予想される東海地震では、強い揺れが長い時間続くと予想されています。大きな揺れがおさまるまで、職員は自らの身の安全を守りながら、利用者の安全確保を呼びかけることが重要です。

揺れが収まるまで、職員は、頭を守ってテーブルの下などにもぐるなど自らの身の安全を守りましょう。

自らの身の安全性を確保した上で、とっさの判断や行動が難しい利用者に対しては、「ふとんを掛けなさい」など身の安全確保の呼びかけ、職員が利用者の頭にふとんを掛けるなど、頭部を守る行動をとりましょう。

##### (2) 施設内人員の安否確認と人命救助

地震発生時に施設及び事業所内にいた利用者、ボランティア、職員などの安全確認を即座に実施し、負傷者がいる場合には、二次災害のおそれのない安全な場所に移動し、医師の手当が受けられるまでの間、可能な限りの応急手当てを実施しましょう。日頃からの地震防災訓練で慣れておくことが重要です。

なお、医療型入所施設や通所事業所に医療を必要とする利用者が通所する事業所は、通常の入所施設や通所事業所とは異なる対応が必要とされることから、静岡県厚生部医療健康局医療室が平成19年12月に改訂した『医療機関のための「地震防災マニュアル」作成の手引き』を参考に、医療機関の体制に即して行動しましょう。

また、グループホームにおいて、職員等の不在時に地震が発生した場合は、事前に決めておいたルールにしたがって、即座に利用者の安否確認を行い、負傷者がいりと思われる場合は、応急手当につき、適切な指示をすることが必要です。

万が一、死者が出た場合には、利用者が動搖しないよう隔離安置しましょう。

### (3) 施設の屋内外点検

大きな揺れがおさまったら、職員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、必要な出口や通路の安全性を確保し、安全な避難経路を確保しましょう。（開ける出口は事前に決めておきましょう。また、戸が再び閉まらないように近くにあるものをはさみ込んでおきましょう。）

施設及び事業所内の火器器具、危険物の点検を行い、出火の有無を確認した上で、施設の倒壊危険性の把握、室内や通路、廊下等の落下物や転倒物等の障害物の点検を行い、余震による二次災害の発生を防ぎましょう。



## 2 二次災害の発生防止対策を実施

### (1) 出火防止対策の徹底

火元付近にいる職員は手分けして火元の点検、消火活動を行いましょう。日頃の地震防災訓練で消火栓、消火器の位置を把握するとともに消火動作に慣れておきましょう。自動消火装置付きの機材を導入しておくことも効果的です。

万一施設及び事業所内で火災が発生した場合には、職員並びに必要に応じて近隣住民の協力を得ながら初期消火活動に努め、火災の延焼拡大を未然に防止しましょう。

また、ガス器具等の点検と元栓の閉止等によるガス漏れ防止対策を図るとともに、ガスの漏洩が疑われる時には電気のブレーカーを切るなどして火災の発生を防ぎましょう。

### (2) 施設周辺での被害状況把握

地震の二次災害によって利用者等が被害を受けないように、津波危険、山崖崩れ危険、延焼火災の発生等、施設が立地している場所の周辺での二次災害の発生状況を確認し、必要と判断された場合には、避難の準備を開始します。



## 3 施設及び事業所利用者の避難誘導

施設長は、「地震の震源地」「地震の規模」「津波情報」「周辺の被害状況及び交通状況」「避難指示、避難勧告の有無」などの必要な情報を入手しましょう。収集された情報を踏まえ、避難場所、避難経路の安全性の確認を行い、事前に定めておく避難行動計画パターンの中から適切な行動を選択し、職員に避難行動を指示しましょう。

## ※事前に定めておく避難行動計画パターンの例

当初の避難では	⇒ 建物内の安全スペースへ避難
	⇒ 施設外の安全な広場へ避難
	⇒ 津波等の被害を受けない場所へ避難
本格的な避難では	⇒ 建物内で待機
	⇒ 施設敷地内の安全な広場等へ避難
	⇒ 広域避難地や福祉避難所へ避難 等

なお、「倒壊の危険性がある建物」「土砂災害の被害が想定される建物」「津波の危険性がある建物」では、揺れがおさまったらただちに避難を開始しましょう。

**東日本大震災を受け、県や市町で危険性等の見直しが行われています。最新情報の入手を心がけ、情報が改訂された場合には、新たな情報に基づき、施設及び事業所のマニュアル等を適宜見直しましょう。**

余震が起きたときも、慌てずに正しい情報に従い行動しましょう。

### (1) 被害が軽微な場合には施設内で待機

施設及び事業所の被害発生状況を調査した結果、被害が軽微であり、建物内の安全対策が十分かつ津波等の危険性がない場合には、室内の落下物等利用者に危害を与えるおそれのある物を除去し、各自安全な場所で待機します。

### (2) 施設及び事業所内安全空間への避難誘導

施設及び事業所内には、日頃から安全空間を確保しておき、建物の一部に被害が発生してその場にとどまることが危険と判断される事態が生じた場合には、安全空間を点検し、利用者の避難するスペースを確保した上で、利用者を誘導しましょう。

なお、災害時に適切な行動が困難な利用者については、安全な避難スペースへ誘導します。

### (3) 施設及び事業所周辺の安全空間への避難誘導

施設及び事業所の被害が甚大で建物内にとどまることが危険と判断された場合には、被害を免れた近くの建物や他の施設に理解を求め、施設周辺の安全な避難空間を確認し、地域の自主防災組織等の協力を得て利用者を避難誘導します。

避難誘導の方法は、利用者の特性や施設等の立地状況によって異なりますので、それぞれの特性に応じ、事前に定められた避難誘導を行いましょう。

余震時には慌てずに正しい情報に従い行動し、身の安全を守る行動をとることや危険な場所に立ち入らないように指示しましょう。



#### (4) 広域避難場所への避難誘導

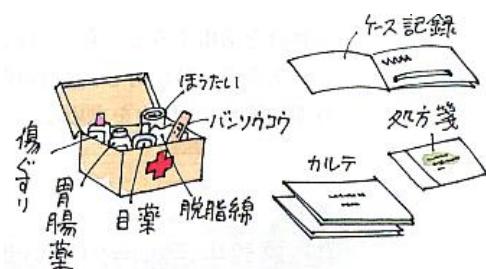
施設及び事業所周辺で延焼火災が発生し、地域内にとどまることが危険と判断された場合には、あらかじめ定められた広域避難場所へ利用者を避難誘導しましょう。

この場合、自力避難が困難な利用者が多数いる施設等においては、地域住民の協力を得て、車両等による避難を行いましょう。非常に地域住民の協力を得るために、日頃から連携を密にしておくことが望まれます。

#### (5) 施設及び事業所外へ避難する際の非常持ち出し品の携帯

施設及び事業所外へ利用者を避難誘導する際には、利用者の行動特性等をまとめた記録、カルテ、処方箋、常備薬等、利用者の生命に関わる物は非常持ち出し品として職員が携帯します。

なお、利用者へのサービスを維持するため、介助にあたる人が利用者の特性に応じたサービスを提供できるよう、利用者サービスに関する台帳等を整備しておきましょう。



### 4 必要な連絡

#### (1) 職員間の非常時連絡

施設及び事業所の点検や避難など、必要な対応を取り、利用者の安全を確保した上で、参考できる、できないにかかわらず、電話やメールなど、あらかじめ定めた方法で、職員の安否や対応について迅速に連絡を取りましょう。

#### (2) 市町、防災関係機関、医療機関、ライフライン関係機関との情報伝達

利用者の安全の確保を第一に、必要な応急措置等を取った後、被害の状況や必要な支援について、市町や関係機関とあらかじめ決めておいた情報伝達手段により、連絡を取りましょう。（市町への連絡方法や内容、フロー図については、本マニュアルの 9 ページから 11 ページを参照のこと。）

### 5 利用者が受けた精神的ショックを癒す対応

#### (1) 職員の冷静で温かな対応が利用者のショックを癒す

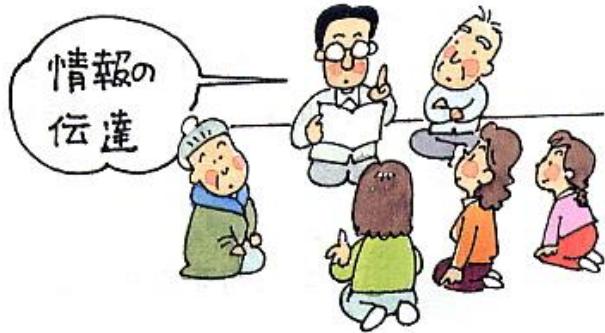
地震発生時においても、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、地震直後の利用者の不安感を軽減するよう努めましょう。

職員は利用者の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さなど慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応にあたりましょう。

## (2) 利用者の家族の安否確認の実施

利用者の家族の被害情報や安否情報を早く確認し、利用者の精神的不安感の軽減に努めましょう。

利用者家族の避難状況によっては、連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル171」の活用など、連絡方法をあらかじめ定めておきましょう。



## (3) 薬剤等の確保と移送

施設及び事業所内にある薬剤等の点検を行うとともに、嘱託医や近隣の開業医等と連携をとり、日々の薬の確保を手配します。

なお、建物の被災状況、利用者の健康状態等を考慮し、他施設への移送や医療施設への移送についても検討しましょう。（受け入れ先となる医療施設とは、平常時から協力関係を構築しておきましょう。）

移送については、家族の許可をとる必要がありますが、緊急時には事後報告となる旨、あらかじめ家族の了解を得ておきましょう。

なお、医療型入所施設や通所事業所に医療を必要とする利用者が通所する事業所は、通常の入所施設や通所事業所とは異なる対応が必要とされることから、静岡県厚生部医療健康局医療室が平成19年12月に改訂した『医療機関のための「地震防災マニュアル』作成の手引き』を参考に、医療機関の体制に即して行動しましょう。

## IV 地震発生後の被災生活確保対策(福祉型入所施設向け)

### 1 利用者の生活を維持する必需品の確保

#### (1) 水・食糧・その他必需品の確保に努める

水、食糧、トイレなど生活必需品について確認し、施設で検討した対応計画に基づき、施設内備蓄物資を活用するとともに、防災関係機関への状況報告と応援要請を行いましょう。

また、日頃からつき合いのある商店等に対し、物資の供給継続を早い時期に依頼し、協力を求めましょう。



#### (2) 施設生活維持のため関係機関への協力を依頼する

応急給水活動や電気、ガス、電話等のライフラインを早期に復旧するため、行政やライフライン事業者等に対し、早期に協力依頼を行うとともに、想定される復旧までの期間を把握しましょう。

なお、ライフラインが寸断された場合の復旧に向けては、社会福祉施設としてのライフラインの重要性や施設の実態等を説明して、地震発生前にライフライン関係者と協議しておきましょう。

### 2 利用者の生活を維持するための人手の確保

#### (1) 外部への協力を依頼する

近隣住民、利用者の家族、他の社会福祉施設、ボランティア等、災害の規模に応じて有効な応援者となり得る人材を確保するため、関係機関に対し、早期に協力を依頼しましょう。

#### (2) 応援者に対するオリエンテーションの実施

応援者に対して、施設でオリエンテーションを開催し、緊急時に効果的な応援が受けられるよう施設の日課や利用者個人への支援理念、心得や目標について、理解してもらうように努めましょう。



### 3 一時帰宅した利用者、その家族に対する支援対策の実施

#### (1) 一時帰宅した利用者との連絡を密に取る

一時帰宅した利用者の家庭を訪問する等、利用者の精神的不安感を軽減するよう努めましょう。

#### (2) 受け入れ家族に対する支援策を実施する

利用者の帰宅に伴い、受け入れ家族が受ける負担を考慮し、支援方法の相談や支援する人材の派遣を行う等、家族に対する支援策を実施しましょう。

### 4 施設の早期再開を目指す

#### (1) 利用者の精神的立直りのために施設の早期再開に努める

利用者の精神的立直りのために震災前の施設の環境作りを目指し、できるだけ早期に施設を通常の利用状況に戻し、利用者が生活のリズムを取り戻せるように努めましょう。

#### (2) 利用者の心身のケア

心のストレスは体に表れます。早めに利用者全員を専門医に診てもらいましょう。特に以下のような症状が疑われる場合には、早期に専門医・機関で診療を受けましょう。

- ・強度の不眠が続いている
- ・幻覚や妄想
- ・表情が全くない
- ・強度の緊張と興奮が取れない
- ・ストレスによる身体症状が深刻
- ・極度の落ち込み
- ・心的外傷後のストレス症状
- など

また、感染症を予防する観点から利用者に対して、手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図りましょう。

#### (3) サービス再開に向けた物資の調達

##### ア 建物の復旧

建物について、市町が実施する応急危険度判定を受け、その結果を踏まえて、必要に応じて施設所有者が判定復旧技術者に依頼して実施する被災度区分判定を実施し、サービス再開に向けた恒久復旧対策を検討しましょう。

必要に応じて、県や市町と連絡を取り、受け入れ可能な補助金などについて相談しましょう。

特に、80万円を超える被害については、県からの補助金の対象となる可能性があります。補助対象となる被害の種類や申請に必要なもの（被災状況を示す写真や工事業者からの見積もりなど）、申請までの期限などについては、県（健康福祉部障害者政策課障害者施設班 054-221-2328）に相談してください。

なお、建物が利用不能となった場合の利用者の受入先については、事前に検討しておきましょう。

## イ 物資の調達

サービス再開に向け日常的に必要な備品のチェックを行いましょう。備蓄状況を見ながら恒久的なサービス再開に向け、関係団体等と連携を取りながら、日常的に必要な備品等の調達を行いましょう。

## 5 職員へのケアの実施

### (1) 職員の過重労働を防止する

被災後の施設運営は、職員にも大きな負荷を与えることになります。職員の健康管理を徹底し、職員が勤務できるかを確認し、勤務体制リストを作りましょう。

勤務できない職員がいる場合には、社会福祉協議会等に対しボランティアの派遣要請を行い、ボランティアを含めた役割分担及び休息を入れたローテーションを組みましょう。

外部からの応援者の協力を得ながら、負担のかかっている職員には必ず休息を与え、職員の過重労働を未然に防ぐように努めましょう。



### (2) 職員への心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するよう心のケアを行いましょう。

また、感染症を予防する観点から職員に対しても手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図り、また、職員の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置も適切に行いましょう。

## 6 地域に居住する在宅弱者への支援対策の実施

### (1) 在宅要援護者に対する支援センター機能を果たす

入所施設は、利用者だけでなく、施設を利用しない在宅の要援護者（ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等）の、被災生活確保のために必要な支援を行うための支援センター機能を果たすことが期待されています。

行政やその他関係機関と連携を図り、緊急に保護が必要な要援護者を対象とした相談の受入れ、応援の人手や物資のコーディネートと派遣等、在宅の要援護者の生命を守る活動を実施に努めましょう。

### (2) 在宅要援護者の緊急保護対策の実施

地震発生後に避難場所あるいは在宅で被災生活を送る要援護者で、特に緊急を要する要援護者については、できる限り入所施設が緊急ショートステイとして受け入れ、在宅要援護者の生命を保護することができます。

### (3) 通常の利用者への配慮を忘れない

緊急ショートステイの受入れや、地域で被災生活を送る在宅要援護者への支援対策を実施すると同時に地震前から施設を利用している利用者への対応が不十分とならないよう留意することが必要です。



## 7 グループホーム、通所事業所における対策

### (1) グループホームにおける対策

グループホームも入所施設と同様、利用者の生活の場となっています。利用者の生活を維持する必需品や人手の確保はもちろんのこと、利用者の日中活動に支障がないよう、できるだけ早期に、通常の生活に戻すことが必要となります。

入所施設に求められるような、在宅援護者支援機能は求められませんが、その他の対策については、入所施設における対策に準じた対応を行いましょう。

### (2) 通所事業所における対策

通所事業所では、あらかじめ定めておいたルールにしたがって保護者と連絡をとり、利用者を引き渡すことが原則となりますが、保護者と連絡がとれない等の不測の事態に備え、最低7日間の必需品を準備すると共に、利用者の精神的立直りのために震災前の事業所の環境作りを目指し、できるだけ早期に事業所を再開して利用者が生活のリズムを取り戻せるように努めましょう。

### (3) 事業所の被害確認

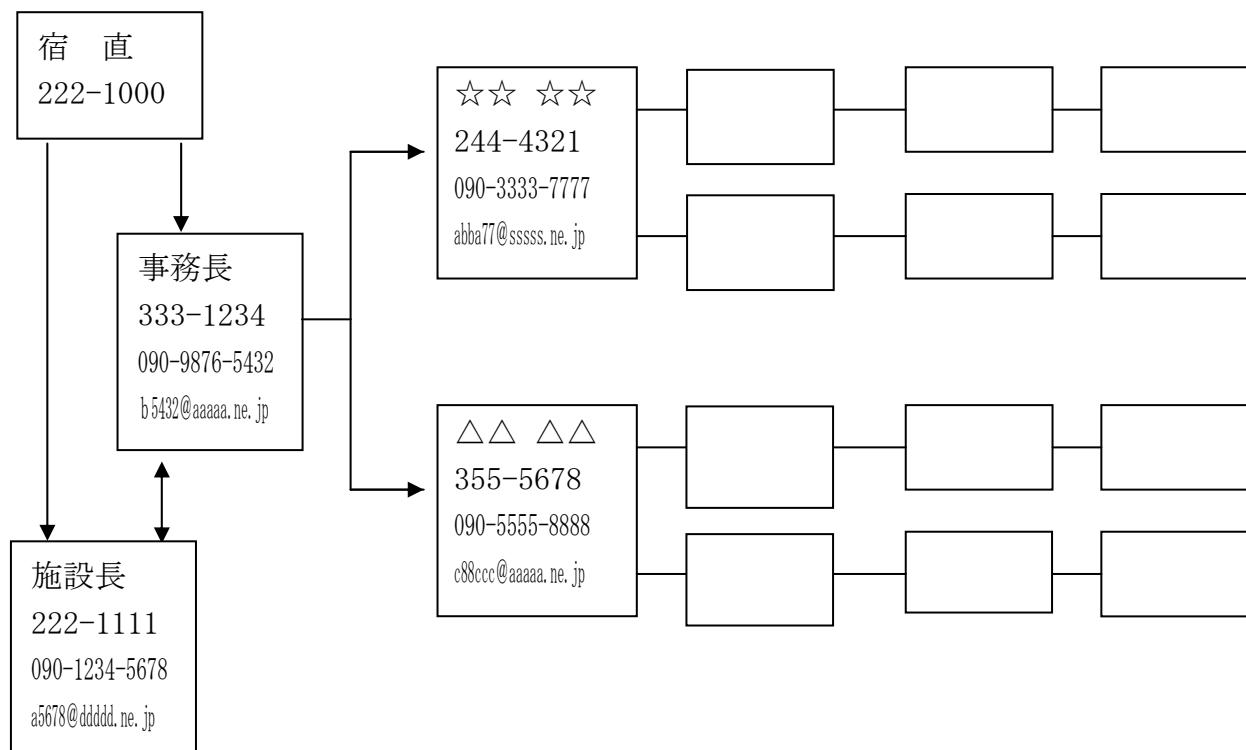
入所施設と同様、80万円を超える被害については、県からの補助金の対象となる可能性があります。補助対象となる被害の種類や申請に必要なもの（被災状況を示す写真や工事業者からの見積もりなど）、申請までの期限などについては、県（健康福祉部障害者政策課障害者施設班 054-221-2328）に相談してください。

## 参考資料

### <参考資料1>

#### 職員連絡網例

役職名	氏 名	住 所	自宅電話	携帯電話 携帯メール	通勤時間
施設長	○○○○	○○市△△町 1-2-3	222-1111	090-1234-5678 a5678@dddd.ne.jp	徒歩 5分
事務長	□□□□	●●市▼▼町 4-5	333-1234	090-9876-5432 b5432@aaaaa.ne.jp	車 20分
サービス管理責任者	☆☆☆☆	○○市◇◇町 66	244-4321	090-3333-7777 abba77@sssss.ne.jp	自転車 7分
看護職員	△△△△	●●市■■町 8-910	355-5678	090-5555-8888 c88ccc@aaaaa.ne.jp	車 10分
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
職員	▽▽▽▽	●●市■■町 6-7	377-3333	090-6666-9999 d b9999@sssss.ne.jp	車 15分



<参考資料2>

緊急連絡先一覧例

区分	機 関 名		電話番号	F A X番号	メールアドレス
防 災	○○市役所(防災担当)課				
	○○市役所(福祉担当)課				
	「震度5強以上」				
	「震度5弱以下」				
	○○消防署				
○○警察署					
救 援	△△町 自治会	自治会長 ○○さん			
		防災担当 △△さん			
	○○病院				
	○○園 (協力福祉施設)				
ライフライン	電気	□□電力			
	ガス	○○ガス株式会社			
	水道	○○市企業局			
	通信	N T T (○○局)			
取引先		○○食品			
		□□薬品			
		⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

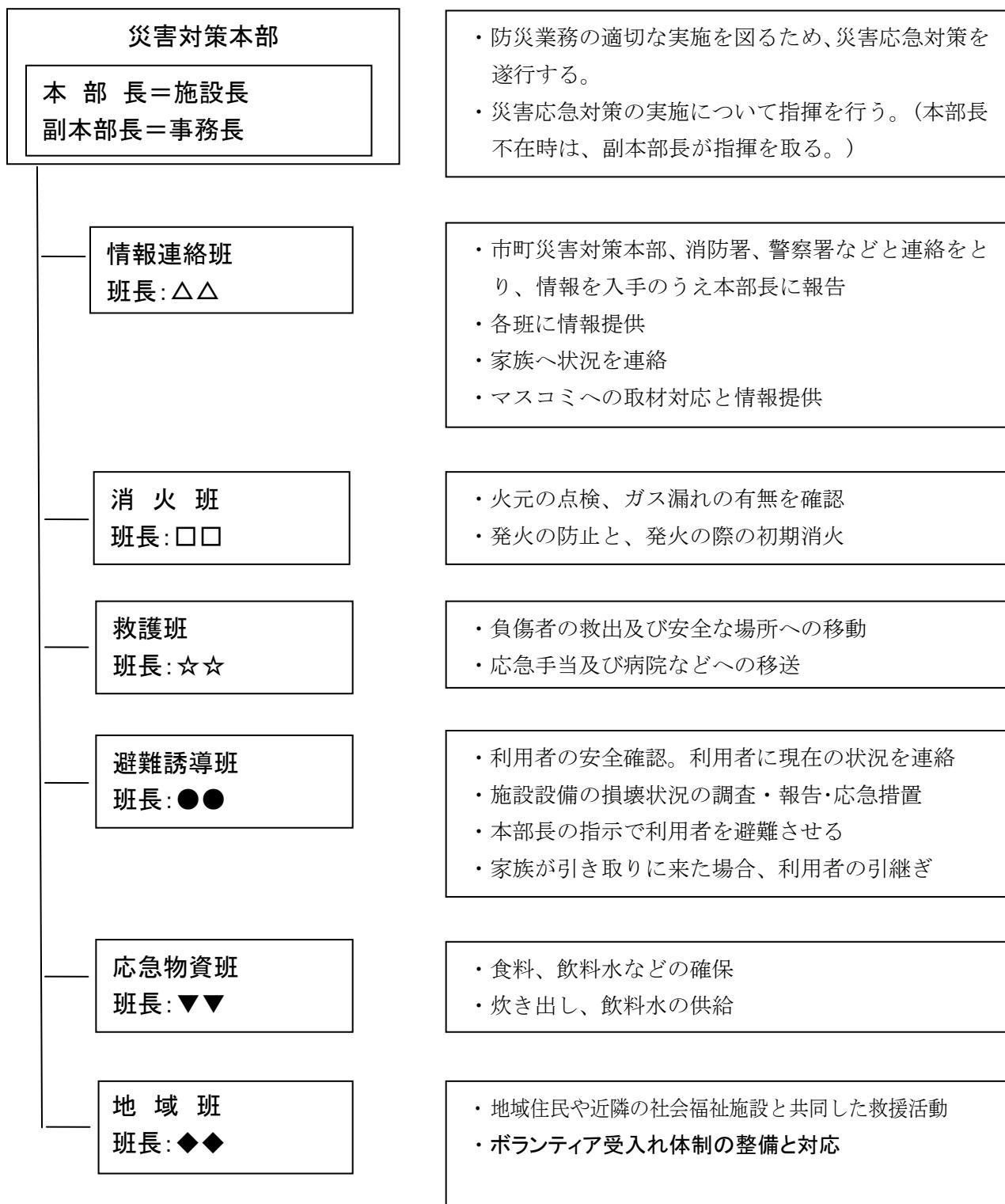
### <参考資料3>

#### 備蓄品等リスト例

分類	品 名	数量	保管場所	使用期限
食糧等	米			
	非常食			
	飲料水			
	なべ			
	茶碗・箸			
	カセットコンロ			
医薬品等	医薬品			
	医療器具（血圧計・体温計等）			
	衛生材料（おむつ等）			
	生活用水			
情報機器	ラジオ			
	メガホン			
	携帯電話			
	無線機			
照明等	懐中電灯			
	ローソク			
	携帶用発電機			
	電池			
暖房資材等	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	新聞紙			
移送用具	車いす			
	ストレッチャー			
	担架			
	おんぶ紐			
作業機材	スコップ			
	ツルハシ			
	合板			
	のこぎり			
	ハンマー・釘			
	軍手			
避難用具	長靴・安全靴			
	地図			
	テント			
	ビニールシート			
	毛布			
	ゴザ			
	ヘルメット			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
	タオル			
	ビニール袋			
	下着			
	簡易トイレ			
非常持出品	:			
	(担当 ; ○○)			
:	:			

## <参考資料4>

### 災害対策本部組織の例



## <参考資料5>

### チェックシートの例

#### 1 平常時のチェックシート

地震に対する備えが十分かどうかを定期的（少なくとも防災訓練時）にチェックして、万全の体制を整えましょう。

対 策 方 法
〔立地条件と災害予測〕
<input type="checkbox"/> 地盤、地形などの立地環境と起こりうる災害予測の確認
〔情報伝達強化〕
<input type="checkbox"/> 館内一斉放送システムの機能強化
〔水道、ガス、電気の代替〕
<input type="checkbox"/> 災害時飲料水貯水槽兼用受水槽の設置
<input type="checkbox"/> 災害時協力井戸の確保（例：酒造会社等）
<input type="checkbox"/> 灯油等燃料の備蓄、24時間営業石油販売店の把握（遠近両様に）
<input type="checkbox"/> 自家発電装置の点検更新
〔防災設備の点検等〕
<input type="checkbox"/> 消火器、屋内消火栓等の点検更新
<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備等の点検更新
〔建物・設備の耐震化〕
<input type="checkbox"/> 建物の耐震診断
<input type="checkbox"/> 必要に応じて建物等耐震補強工事等を実施
<input type="checkbox"/> 地震時に倒壊や落下の恐れのある箇所の点検
<input type="checkbox"/> 地震時、配管類接合部の切断、抜け落ち防止のための点検
〔備品の転倒防止等〕
<input type="checkbox"/> 業務用設備の固定等転倒・落下防止措置
<input type="checkbox"/> 冷蔵庫・テレビ等備品の転倒防止措置
<input type="checkbox"/> 居室、廊下、食堂、ホール内に不必要的ものがないかチェック
<input type="checkbox"/> 棚類からの落下防止措置（できれば傾斜棚などを導入）
<input type="checkbox"/> 飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防
〔危険物の安全管理〕
<input type="checkbox"/> ガス漏れによる火災防止に役立つ装置の設置、ガスボンベ固定金具等の点検
<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかを点検
<input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検
<input type="checkbox"/> 薬品、可燃性危険物の安全保管

〔連絡体制の整備〕

- 夜間など勤務時間外を含めた職員への防災連絡網の作成
- 防災関係機関、施設保守管理委託業者、日常取引先、地元等連絡リスト作成
- 施設外部（医療関係者、委託業者など）との緊急時連絡方法の検討

〔役割分担〕

- 災害応急対策の実施組織の作成と職員への周知
- 指示体制の一本化と職員への周知
- 市町担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備

〔緊急時の食糧等の備蓄〕

- 食糧等の備蓄と緊急時必要物資、機材のリストの作成
- 備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護
- 利用者の避難持ち出し袋の準備

〔利用者一覧の準備〕

- 利用者の健康状態の把握
- 利用者の支援内容、家族への連絡先等が分かる一覧の作成と保管

〔避難方法等〕

- 災害時避難方法等の具体化（移動支援の方法別色分け区分、ゼッケン等）
- 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認
- 状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所）
- 避難時の適切な服装（防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）、移動手段準備
- 家族等への引継基準の作成

〔地域住民とのネットワークの構築〕

- 地域との交流、住民との協力体制
- 夜間における非常時の町内会への協力依頼（非常ベルなど）

〔防災計画の作成等〕

- 防災計画の作成
- 被災事例等による計画の点検、見直し
- 施設内防災訓練の実施
- 計画に基づく防災教育・訓練の定期実施

〔地域防災訓練への参加等〕

- 地域防災訓練への参加
- 地元との災害時支援協定

〔その他（各施設における対策）〕

-

## 2 地震時のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにしましょう。

対 策 方 法
〔安全の確保〕 平静な対応を！
<input type="checkbox"/> 職員自身と入所者の安全の確保
<input type="checkbox"/> 施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置
<input type="checkbox"/> 二次災害の恐れがある場合には、予防策を実施
〔安否確認〕
<input type="checkbox"/> 入所者の安否及び負傷程度の施設長（本部長）への報告（救護準備）
<input type="checkbox"/> 職員の安否確認及び参集の可否確認のための連絡
〔防火活動〕
<input type="checkbox"/> 火元の点検、ガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む）
〔消火作業〕
<input type="checkbox"/> 火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示（エレベータの使用中止を指示）
〔救護活動〕
<input type="checkbox"/> 負傷者の有無確認
<input type="checkbox"/> 負傷者の応急手当の実施
<input type="checkbox"/> 負傷者を安全な場所へ誘導、建物倒壊等に備えて非常用出口を開放（確保）
<input type="checkbox"/> 負傷者を附近の病院等へ移送
〔情報の収集等〕
<input type="checkbox"/> 施設被害の全体像の把握
<input type="checkbox"/> 周辺の被災情報の収集（火災の発生状況、津波や土砂崩れの可能性などを含む。）
<input type="checkbox"/> 伝言ダイヤル、携帯メールなどによる外部との連絡、連携、応援要請
<input type="checkbox"/> 入所者の動揺を静め、冷静な対応を指示し、市町災害対策本部などから情報収集
<input type="checkbox"/> ライフライン等の関係業者、市町災害対策本部へ被害情報を報告
〔避難誘導〕
<input type="checkbox"/> 市町災害対策本部等の情報をもとに、施設長において入所者避難の要否判断
<input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法の判断
<input type="checkbox"/> 利用者への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示（色区分等を利用）

担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン等必要品の確保

利用者の健康ケア、P T S D対策、体調不良者の協力施設等への入所依頼

[避難が不要な場合]

備蓄している食糧や利用可能な設備を使い、入所者の安全確保にあたる。

避難生活での入所者の安全と健康管理に注意し、必要に応じて病院等へ移送

[夜間における対応]

夜勤者は、入所者の安否確認と負傷者の救護（応急措置）を実施

施設の状況等を施設長等へ必要な連絡をする。

施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置

他職員は、取り決めた基準以上の災害が発生したときは施設へ自主参集

[施設が使用不能となった場合]

入所者を家族等へ引継依頼

他の施設等へ受入依頼

スタッフの疲労蓄積による怪我、病気等の二時災害に注意

避難者の体調の異常の確認、心的外傷後ストレス障害対策を実施

[その他（各施設における対策）]

## <参考資料6>

### 地震に関する市町の連絡先等の一覧（平成30年8月1日現在）

#### 1 所在市町で地震が発生した場合の連絡先

（震度5強以上の場合の連絡先を記載していますが、震度5弱以下の場合でも連絡先を定めている市町がありますので御確認ください。）

- 注1 震度等により連絡先が異なる場合は「○」と記載しました。
- 注2 けがなどの「人的被害」や建物の損壊などの「物的被害」（11ページの「具体的な例示」を参照）が発生した場合は、震度に関わらず、市町へ「被害の内容」を連絡してください。
- 注3 「所在市町で震度5強以上」の地震では、「被害の有無」を連絡してください。
- 注4 「県内で震度6弱以上」の地震が発生した場合は、所在地の震度に関わらず、市町へ「被害の有無」を連絡してください。

市町	注1	担当課	メール	FAX	電話
静岡市役所		障害者福祉課	shougaifukushi@city.shizuoka.lg.jp	054-221-1494	054-221-1197
浜松市役所	○	障害保健福祉課	syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-457-2630	053-457-2034
		中区役所 社会福祉課	c-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-457-2632	053-457-2058
		東区役所 社会福祉課	e-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-424-0194	053-424-0176
		西区役所 社会福祉課	w-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-597-1210	053-597-1159
		南区役所 社会福祉課	s-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-425-1647	053-425-1485
		北区役所 社会福祉課	n-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-523-1119	053-523-3111
		浜北区役所 社会福祉課	hk-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-586-5495	053-585-1697
		天竜区役所 社会福祉課	tn-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-925-1804	053-922-0024
沼津市役所		障害福祉課	syohuku@city.numazu.lg.jp	055-934-2631	055-934-4829
熱海市役所		社会福祉課	shogaifukushi@city.atami.shizuoka.jp	0557-86-6338	0557-86-6335
三島市役所	○	・災害対策本部未設置の時 「県内で震度5弱以上かつ市内で震度3以下」又は「市内で震度4」の地震を観測した時			
		危機管理課	kiki@city.mishima.shizuoka.jp	055-981-7720	055-983-2650
		・災害対策本部設置時 市内で震度5弱以上の地震を観測した時			
		障がい福祉課	syohuku@city.mishima.shizuoka.jp	055-976-5555	055-983-2691

市町	注 1	担当課	メール	FAX	電話
富士宮市役所		障がい療育支援課	ryoiku@city.fujinomiya.lg.jp	0544-22-1251	0544-22-1145
伊東市役所		社会福祉課	syakai@city.ito.shizuoka.jp	0557-36-0775	0557-32-1532
島田市役所	○	震度 4 以上の地震が発生した場合 災害対策本部	fukushi@city.shimada.lg.jp	0547-35-6000	0547-37-1111
		震度 3 以下で被害が発生した場合 福祉課	fukushi@city.shimada.lg.jp	0547-37-0235	0547-36-7154
富士市役所	○	市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合 災害対策本部 救援班	bousai_fukushi@div.city.fuji.lg.jp	0545-51-2040	0545-55-2943
		市内で震度 4 以下の地震が発生した場合 福祉総務課	fu_fukushisoumu@div.city.fuji.lg.jp	0545-52-2290	0545-55-2840
磐田市役所		福祉課	shogaifukushi@city.iwata.lg.jp	0538-36-1635	0538-37-4919
焼津市役所	○	市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合 災害対策業務室 健康福祉部地域福祉班	fukushi@city.yaizu.lg.jp	054-625-0132	054-623-4052
		市内で震度 5 弱未満の地震が発生した場合 地域福祉課	fukushi@city.yaizu.lg.jp	054-626-2189	054-626-1127
掛川市役所		福祉課	fukusi@city.kakegawa.lg.jp	0537-21-2100	0537-21-1215
藤枝市役所		自立支援課	jiritsu@city.fujieda.shizuoka.jp	054-644-2941	054-643-3149
御殿場市役所	○	月曜日から金曜日（休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 社会福祉課	fukushi@city.gotemba.lg.jp	0550-84-1046	0550-82-4238
		上記以外の時間 社会福祉課	fukushi@city.gotemba.lg.jp	0550-84-1046	0550-83-1212
袋井市役所		しあわせ推進課	shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp	0538-43-6285	0538-44-3114
下田市役所	○	・ 災害対策本部が設置されていない場合 ・ 庁舎内に災害対策本部が設置された場合 福祉事務所	fukushi@city.shimoda.lg.jp	0558-22-3910	0558-22-2216
		府舎外に災害対策本部が設置された場合 災害対策本部	—	—	0558-25-3516 0558-25-3534 0558-27-1280

市町	注 1	担当課	メール	FAX	電話
裾野市役所		災害対策本部	—	055-992-2640	055-992-1111
湖西市役所		地域福祉課	chifuku@city.kosai.lg.jp	053-576-1220	053-576-4532
伊豆市役所		社会福祉課	syakai@city.izu.lg.jp	0558-72-8638	0558-72-9863
御前崎市役所		福祉課	fukushi@city omaezaki.shizuoka.jp	0537-85-1144	0537-85-1121
菊川市役所		福祉課	shougai@city.kikugawa.shizuoka.jp	0537-37-1255	0537-37-1252
伊豆の国市役所		障がい福祉課	shoufuku@city.izunokuni.lg.jp	0558-76-8029	0558-76-8007
牧之原市役所		社会福祉課	fukushi@city.makinohara.shizuoka.jp	0548-23-0099	0548-23-0072
東伊豆町役場		住民福祉課	fukushi@town.higashiizu.lg.jp	0557-95-5691	0557-95-6204
河津町役場		健康福祉課	fukushi@town.kawazu.shizuoka.jp	0558-34-1811	0558-34-1937
南伊豆町役場		福祉介護課	fukukai@town.minamiizu.shizuoka.jp	0558-62-2493	0558-62-6233
松崎町役場	○	災害対策本部未設置の場合			
		健康福祉課	fukushi@town.matsuzaki.lg.jp	0558-42-3184	0558-42-3966
		災害対策本部設置の場合			
西伊豆町役場	○	災害対策本部未設置の場合			
		健康福祉課	kenkou@town.nishiizu.shizuoka.jp	0558-52-5750	0558-52-1111 (代表番号)
		災害対策本部設置の場合			
函南町役場	○	震度 5 強以上の場合			
		災害対策本部	soumu@town.kannami.lg.jp	055-978-1197	055-979-8102
		震度 5 弱以下の場合			
清水町役場	○	震度 5 弱以上の場合			
		災害対策本部	anzen@town.shimizu.shizuoka.jp	055-973-1711	055-981-8205
		震度 4 以下の場合			
		健康福祉課	fukushi@town.shimizu.shizuoka.jp	055-973-1959	055-981-8204

市町	注 1	担当課	メール	FAX	電話
長泉町役場	○	災害対策本部未設置の場合			
		福祉保険課	fukushi@nagaizumi.org	055-989-5515	055-989-5512
	○	災害対策本部設置の場合（震度5弱以上）			
		災害対策本部	bousai@nagaizumi.org	055-989-5656	055-986-2131
小山町役場	○	災害対策本部未設置の場合			
		住民福祉課	fukushi@town.shizuoka-oyama.lg.jp	0550-76-4770	0550-76-6661
	○	災害対策本部設置の場合（震度5弱以上）			
		災害対策本部	bousai@town.shizuoka-oyama.lg.jp	0550-76-5910	0550-76-5715
吉田町役場	○	震度4以上の地震が発生した場合			
		福祉課	fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp	0548-33-0361	0548-33-2104
	○	震度3の地震が発生した場合			
		防災課	bousai@town.yoshida.shizuoka.jp	0548-32-6121	0548-33-2164
川根本町役場		健康福祉課	kenko-fukushi@town.kawanehon.lg.jp	0547-56-1117	0547-56-2224
森町役場		保健福祉課	fukushi@town.shizuoka-mori.lg.jp	0538-85-1294	0538-85-1800

<参考資料7>

市町への連絡様式

社会福祉施設被害情報								
報告日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分							
施設名称								
施設種別	<input type="checkbox"/> 居宅介護・重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練(機能・生活) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援(A型) <input type="checkbox"/> 就労継続支援(B型)				<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム) <input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> その他(種別: )			
所在地								
報告者								
施設の対応状況(警戒宣言時に報告)								
利用者引渡し状況	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未完了							
避難状況	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未完了 未完了の理由							
避難先								
被害の状況								
物的被害状況 (建物及び什器等)	<input type="checkbox"/> 全壊 (被害の概要) <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 被害なし (避難先: )							
人的被害状況	利用者	死者	人	重傷者	人	軽傷者	人	不明
	施設職員	死者	人	重傷者	人	軽傷者	人	不明
ライフラインの状況	電気	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可能(復旧見込み: 月 日)						
	ガス	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可能(復旧見込み: 月 日)						
	水道	<input type="checkbox"/> 使用可能 <input type="checkbox"/> 使用不可能(復旧見込み: 月 日)						
物資の状況								
飲料水	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足	医薬品	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足	食 料	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足			
その他の不足している物資								
他施設への引渡し要請								
引渡し要請	<input type="checkbox"/> 要請あり(要請内容: ) <input type="checkbox"/> 要請なし							
医療・福祉等の要請								
医療・福祉の要請	<input type="checkbox"/> 要請あり(要請内容: ) <input type="checkbox"/> 要請なし							
その他の要請	<input type="checkbox"/> 要請あり(要請内容: ) <input type="checkbox"/> 要請なし							
他施設からの受入可否								
受入の可否	<input type="checkbox"/> 可能( 人)(条件等: ) <input type="checkbox"/> 不可能							
備考(自由記述)								

※市町への連絡の際に使用してください。なお、本様式は参考様式であり、市町によって様式が異なる場合がありますので、災害が発生する前に、必ず市町に確認してください。

<参考資料8>

津波予報の区分と対応する警戒要領

予報の種類		予想される津波の高さ	警戒要領
津波注意報	津波注意	0.5m	遊泳者等に対し陸上への避難を呼びかけ、津波危険区域に対し注意を呼びかける。
津波警報	津波	1m、2m	津波危険区域に対し直ちに避難勧告を行う。
	大津波	3m、4m、6m、8m、10m以上	津波警戒区域に対して直ちに避難指示を行う。

東日本大震災を受け、県や市町で危険性等の見直しが行われています。最新情報の入手を心がけ、情報が改訂された場合には、新たな情報に基づき、施設及び事業所のマニュアル等を適宜見直しましょう。

# 風水害対策編

# 目 次

地震対策と共に通する事項は、「地震対策編」を参考として対応することとし、ここでの記載は省略しています。

I 平常時における風水害対策	
1 施設及び事業所の安全化対策	43
2 その他の対策	44
II 気象警報等発表時等における対策	
1 気象警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達	45
2 気象警報等発表時の役割分担別の準備	48
3 気象警報等発表時の安全対策の実施	48
III 発生時における対策	
1 災害発生時の特徴	51
2 災害発生時の対応策	51
IV 災害発生時における地域での役割（福祉型入所施設向け）	
1 地域の安心拠点	53
参考資料	54

# I 平常時における風水害対策

## 1 施設及び事業所の安全化対策

言うまでもなく、防災対策は、施設及び事業所において、施設の立地条件、利用者の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要です。

特に風水害に対しては、事前に施設の立地条件等を十分調査のうえ、災害の発生を想定した安全対策を実施することで、いざという時に役立つ備えができます。

### (1) 立地環境と災害予測

- ア 起こりうる災害は、施設及び事業所が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。
- イ 県や市町で作成している「地域防災計画」や「洪水ハザードマップ」などでは、地震（津波）、水防（河川等はん濫）、一般（風水害、土砂くずれ）の区分ごとに、河川はん濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害危険箇所の災害履歴を掲載しているところもあり、それらの資料を確認しておくことは、施設の災害予測に役立ちます。なお、土砂災害危険箇所については、「土砂災害情報マップ」（県砂防課のホームページ）でも確認できます。
- ウ 施設及び事業所が土砂災害警戒区域に指定されると、市町が施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりします。「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害（特別）警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されていますので、施設の災害予測や迅速な避難行動に役立ちます。
- エ 「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「水防法等」という。）」の改正により、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられました。計画を実際に役立てるためには、施設が自ら計画を作成し、職員のほか利用者や家族とも共有しておくことが大切です。

国土交通省のホームページから改正に係るパンフレット、避難確保計画作成の手引及び避難計画点検マニュアル等を確認することができますので、参照してください。

- オ 地下室は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておくことが必要です。

### (2) 防災設備等の確認

- ア 重要設備のかさ上げ工事や防水対策の実施を検討しましょう。
- イ 排水溝のごみ、泥を除き、排水の点検を行っておきましょう。
- ウ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止しておきましょう。
- エ 屋根瓦、雨戸などの点検をし、必要な補修をしておきましょう。
- オ 鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動しておきましょう。
- カ 台風時、大きな木の枝が折れるため、樹木の剪定をしておきましょう。

## 2 その他の対策

避難経路の確認等や必需品の備蓄、市町など関係機関との連絡方法の確認などは、地震対策に併せて対策を立ててください。

## Ⅱ 気象警報等発表時等における対策

### 1 気象警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達

#### (1) テレビやラジオ、インターネット等からの情報入手

ア 施設長は、テレビやラジオ、インターネットなどの最新の情報に注意し、必要な職員の参集を求める。

イ 市町担当課や防災関係機関と連絡を取り、必要な備えを行いましょう。

#### ※雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けける イメージ	災害発生状況
10以上～ 20未満	やや強い 雨	ザーザーと降る。	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる。
50以上～ 80未満	非常に激 しい雨	滝のように降る（ゴー <sup>ゴー</sup> と降り続く）。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要。

#### ※風の強さと吹き方

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子
10以上～ 15未満	やや強い 風	風に向って歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る。
15以上～ 20未満	強い風	風に向って歩けない。 転倒する人もでる。	小枝が折れる。
20以上～ 25未満	非常に強 い風	しっかりと身体を確保しないと転倒する。	
25以上～ 30未満		立っていられない。屋外での行動は危険。	樹木が根こそぎ倒れはじめる。
30以上～	猛烈な風		

※雨、風とも気象庁ホームページから抜粋

## (2) 指示体制の確認

情報を正しく職員に伝えるため、施設長に指示体制を一本化しましょう。また、施設長の不在時にも対応できるよう、あらかじめ代理者を決めておきましょう。

## (3) 職員、利用者への定期的な情報提供

定期的に情報を職員や利用者へ伝えることにより施設内の不安を解消しましょう。

## (4) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、利用者の身体状況や行動特性に応じて、冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法（車いす、ストレッチャー、徒歩）を確認しておくことが必要です。

## (5) 警戒体制

- ア 気象警報に応じた警戒体制の準備…大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、土砂災害警戒情報など
- イ 河川はん濫や高潮時の高地や階上への避難
- ウ 台風通過時の土砂くずれ、河川はん濫などへの備え
- エ ガラス破損時の布製ガムテープ準備
- オ 浸水防止用木材（止水板）、金具、工具準備
- カ 車両の安全な場所への移動

## (6) 警戒すべきこと

- ア 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に出ることがあります。當時、警報等の情報に気を付けましょう。
- イ 土砂災害は一瞬にして起こります。土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難してください。特に、身体に不自由のある利用者は自力での非難が困難なため、早めの避難が大切です。
- ウ 危険な前ぶれ（前兆現象）を察知しましょう。
  - ・川の水かさが急激に上昇する。
  - ・水が濁り、流木などが流れてくる。
  - ・がけから音がする。小石が落ちてくる。
  - ・斜面にひび割れや変形がある。
  - ・がけや斜面から水が噴出している。
  - ・がけからの水が濁っている。
  - ・山がミシミシと音をたてる。
  - ・雨が降り続いているのに川の水位が下がっている。（鉄砲水の前兆）

※警報や注意報などの種類（抜粋）

種類	警報	注意報
大雨	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。雨がやんでも、重大な土砂災害などの恐れが残っている場合は、発表を継続する。	大雨による災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。雨がやんでも、土砂災害などの恐れが残っている場合は、発表を継続する。
洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。
大雪	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。	大雪により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。
暴風 (強風)	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。	強風により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。
暴風雪 (風雪)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。
波浪	高い波により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。	高い波により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。
雷	—	落雷により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を附加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
なだれ	—	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。

※大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪及び高潮については、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかける。

指定河川 洪水予報	洪水予報には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4つがあり、洪水により重大な損害を生ずる恐れのある河川について、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」のように発表する。（静岡県内では、狩野川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流、瀬戸川、朝比奈川、太田川、原野谷川及び都田川の計10河川が指定河川として指定されている。） はん濫注意情報が洪水注意報に相当し、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報が洪水警報に相当する。
土砂災害 警戒情報	大雨により土砂災害が発生する可能性が高まった場合に、避難勧告等の発令や住民の自主避難の参考となるよう、市町単位で発表する。

※気象庁ホームページからの抜粋など。

## 2 気象警報等発表時の役割分担別の準備

### (1) 消火活動の準備（暴風警報の場合）

- ア 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限しましょう。
- イ 火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックしましょう。

### (2) 救護活動の準備

- ア 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検しましょう。
- イ 担架、車椅子、搬送用ゴムボートなど救護運搬用具が揃っているか確認しておくことが必要です。
- ウ 利用者の健康状態を確認し、各自に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備えることが重要です。

### (3) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保するよう努めましょう。

### (4) 生活用品の保護

浸水などの恐れがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動させておきましょう。

### (5) 避難誘導の準備

- ア 利用者の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者など、現在いる職員での対応について確認しておく必要があります。
- イ 避難経路、避難方法について確認し、対応や手順について打ち合わせしておきましょう。

## 3 気象警報等発表時の安全対策の実施

### (1) 状況別の避難先選定

#### ア 施設内での待機

立地条件も良く風水害に遭わないと判断される場合には、施設内の安全な場所で待機しましょう。

#### イ 避難地の選定

市町災害対策本部から避難指示がある場合や、施設長が、施設の立地条件により施設内に留まることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難地のどこへ避難するか判断することが必要です。

### (2) 避難手段と避難経路の選択

#### ア 避難手段の準備

河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることがあります。車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川はん濫前の避難を検討しましょう。

#### **イ 避難経路の安全性確認**

県や市町の災害対策本部やテレビ、ラジオなどの報道からの情報に注意し、あらかじめ決めておいた安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選択しておき、万一の場合に備えましょう。

#### **ウ 誘導方法の確認**

施設の建物外に避難する必要があるときには、利用者の服装を検討し、防寒などの対応できるか確認しましょう。また、落下物から身を守るためのヘルメットの装着が必要かどうかも検討が必要です。

#### **エ 名簿と安全確保**

避難誘導は、利用者の氏名を名簿等で確認しながら行いましょう。また、悪条件（雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける必要があります。

避難地に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合しましょう。利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長に報告しましょう。

### **(3) 家族等への引継要否**

#### **ア 引継要否の判断**

施設長は、被害予想に基づき、施設の立地条件、利用者の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを決定することが必要です。

また、通所事業所は、宿泊等を想定した準備が入所施設に比べて不十分であるため、家族等への引継ぎ決定はより早期の判断を必要とします。

#### **イ 引取者等の記録**

引取時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、引取者の氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残しましょう。

※「避難情報」の種類

種類	発表時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

## III 発生時における対策

### 1 災害発生時の特徴

#### (1) 一瞬の出来事

土砂災害、河川はん濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらします。

#### (2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

ア 電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して施設の機能を麻痺させることができます。

イ 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となることがあります。

#### (3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があるため、油断は禁物です。

・台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損

・洪水の後の伝染病発生

・雪おろし、屋根雪落下による人身事故、積雪の重みによる家屋の倒壊

・落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

## 2 災害発生時の対応策

#### (1) 情報の収集と避難の開始

ア 施設長は、ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断が求められます。

イ 過去の災害事例や気象警報、注意報等をもとに、利用者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じることが重要です。

ウ 市町災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備等の指示があった場合には、避難体制を直ちに整え、施設長の判断のもと、早めに避難を開始しましょう。

#### (2) 利用者の避難誘導

##### ア 避難先と避難経路の選択

避難誘導にあたっては、避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保され可能な間に、速やかに避難を開始しましょう。（洪水、土砂災害では、自動車での避難は困難となるので、注意が必要です。）

##### イ 避難を実施する場合の対応

施設長は避難時期を適切に判断することが求められます。避難を開始する場合は、すみやかに利用者に伝え、職員に対して安全に避難地まで誘導する手順を示すことが必要です。

避難時は、逃げ遅れないようロープ等を利用して、無駄なく行動しましょう。  
なお、避難時は、強風などによる断線した電線への注意が必要です。

また、避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難完了したことを施設長に伝えましょう。

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこの施設からの避難者であることが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等を利用し、混乱を防止するように努めましょう。

協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した利用者が出て場合は、必要な応急処置を行って、受け入れ可能な医療機関等へ入院等の協力を依頼しましょう。

避難生活の長期化に伴い、利用者のケア、施設職員の健康管理などが必要になります。スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施することが必要です。

#### ウ 避難が不要な場合の対応

災害発生時は、施設及び事業所自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることもあります。限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、職員が協力して利用者の安全確保にあたる体制が求められます。

ライフライン停止時は暖房装置が使えません。利用者の保温のため、毛布、寝具等の準備が必要となります。

#### エ 安全点検

使用を開始する前に、給水、供電などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検が必要です。

また、施設及び事業所内におけるガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な清掃を実施しましょう。

### (3) 施設及び事業所が使用不能となった場合

#### ア 利用者の家族等で被災を免れた方がいる場合

状況を説明し、速やかに家族等へ引き継ぎましょう。

#### イ 利用者の家族等も同時に被災した場合

他の社会福祉施設等での受入れを要請しましょう。

### (4) 必要な連絡

#### ア 市町などの防災関係機関との連絡

利用者の安全の確保を第一に、必要な措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市町などの防災関係機関とあらかじめ確認しておいた情報伝達手段により、連絡を取りましょう。

## IV 災害発生時における地域での役割（福祉型入所施設向け）

### 1 地域の安心拠点

施設が使用できる場合は、地域の安心拠点として救援活動を行うことが求められます。その際、防災活動の順位は次のとおり考えられます。

第一に、利用者の救護と安全確保

第二に、地域の被災者への救援活動

第三に 市町防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

#### (1) 地域連携の重要性

ア 大きな災害後、2～3日間は、外部からの援助がほとんど困難な場合もあると考えられ、その際は、地域ぐるみで、人的・物的資源を総動員してしのがなければなりません。

イ 被災後施設が使用できる場合には、施設長（又は臨時の管理者）の指揮のもと、必要な救援活動を地域と連携してすみやかに実施するよう努めましょう。

- ・避難所の提供
- ・一時利用者の受入れ
- ・負傷者の手当、ケアの実施

ウ 施設が地域に協力できることは多くあります。特に次のようなことは、地域から期待されているため、可能な限り対応してください。

- ・冬期における暖房具の確保
- ・入浴施設の開放
- ・送迎付き入浴サービス
- ・清拭の実施
- ・給食調理サービス
- ・消耗品の確保
- ・洗濯等の委託
- ・介護相談の実施
- ・障害のある人のいる世帯巡回訪問
- ・健康チェック、声かけ、不安解消 など

#### (2) 日時経過による救援の役割分担の変化

日時の経過とともに、施設に求められる役割も変化します。地域における安心、安全の拠点として、可能な限り対応しましょう。

ア 被災当日

被災当日は、地域と連携して、被災者の居場所確保に協力しましょう。

イ 2日目以降

2日目以降は、備蓄した飲料水、食糧を被災者へも提供するなど、地域での災害対策に可能な限り協力しましょう。

ウ 行政や他の施設からの要請への対応

市町災害対策本部、消防、警察、他の社会福祉施設等から要請があった場合には、可能な限り地域の要援護者等を一時受け入れしましょう。

## 参考資料

### ＜参考資料1＞

#### チェックシートの例『風水害・豪雪時のチェックシート』

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがあります。このチェックシートを参考に、警報等が発表された時点から、状況が変化していく過程の中で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにしましょう。

対 策 方 法
[警報等が発表された場合]
[指示体制の周知と情報伝達]
<input type="checkbox"/> 情報の収集と防災対策のための職員参集
<input type="checkbox"/> 市町担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備
<input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知
<input type="checkbox"/> 利用者及び職員への定期的な情報提供（及び緊急避難時の冷静な行動指示）
<input type="checkbox"/> 初動体制の準備（避難方法の確認、警戒体制の準備）
[役割分担別の準備・確認]
<input type="checkbox"/> 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック
<input type="checkbox"/> ライフラインや給食等の設備点検
<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかの点検
<input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、利用者の健康状態把握
<input type="checkbox"/> 備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護
<input type="checkbox"/> 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認
[安全対策の実施]
<input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所）
<input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装（雨具、防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）、移動手段準備
<input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備
<input type="checkbox"/> 被害予想に基づく家族等への引き継ぎの要否判断
[災害発生時の対応]
[避難手段と経路選択]
<input type="checkbox"/> 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断
<input type="checkbox"/> 障害のある人が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性判断
<input type="checkbox"/> 災害対策本部等からの避難準備指示や避難指示への対応
[避難誘導]
<input type="checkbox"/> 避難先と避難経路の選択
<input type="checkbox"/> 避難時、避難場所、避難生活での入所者の安全と健康管理への注意
[避難不要な場合]

備蓄食糧、利用可能な設備や器具を利用して利用者の安全確保を実施

負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送

[安全点検の実施]

施設、設備の点検と清掃の実施

[施設が使用不能となった場合]

入所者を家族等へ引継依頼

他の施設等へ受入依頼

[必要な連絡の実施]

市町など防災関係機関に状況を連絡

必要な支援について要請

[その他（各施設における対策）]

## <参考資料2>

### 風水害に関する市町の連絡先一覧(平成30年8月1日現在)

注1 被害状況等により連絡先が異なる場合は「○」と記載しました。

注2 災害によって連絡先が異なる場合があります。必ず連絡先を確認しておいてください。

市町	注1	担当課	メール	FAX	電話
静岡市役所		障害者福祉課	shougaifukushi@city.shizuoka.lg.jp	054-221-1494	054-221-1197
浜松市役所		障害保健福祉課	syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-457-2630	053-457-2034
		中区役所 社会福祉課	c-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-457-2632	053-457-2058
		東区役所 社会福祉課	e-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-424-0194	053-424-0176
		西区役所 社会福祉課	w-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-597-1210	053-597-1159
		南区役所 社会福祉課	s-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-425-1647	053-425-1485
		北区役所 社会福祉課	n-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-523-1119	053-523-3111
		浜北区役所 社会福祉課	hk-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-586-5495	053-585-1697
		天竜区役所 社会福祉課	tn-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-925-1804	053-922-0024
沼津市役所		障害福祉課	syohuku@city.numazu.lg.jp	055-934-2631	055-934-4829
熱海市役所		社会福祉課	shogaifukushi@city.atami.shizuoka.jp	0557-86-6338	0557-86-6335
三島市役所		障がい福祉課	syohuku@city.mishima.shizuoka.jp	055-976-5555	055-983-2691
富士宮市役所		障がい療育 支援課	ryoiku@city.fujinomiya.lg.jp	0544-22-1251	0544-22-1145
伊東市役所		社会福祉課	syakai@city.ito.shizuoka.jp	0557-36-0775	0557-32-1532
島田市役所	○	災害対策本部未設置の場合			
		福祉課	fukushi@city.shimada.lg.jp	0547-36-7154	0547-37-0235
		災害対策本部設置の場合			
		災害対策本部	fukushi@city.shimada.lg.jp	0547-35-6000	0547-37-1111

市町	注1	担当課	メール	FAX	電話
富士市役所	○	災害対策本部未設置の場合			
		福祉総務課	fu_fukshisoumu@div.city.fuji.lg.jp	0545-52-2290	0545-55-2840
		災害対策本部設置の場合			
		災害対策本部 救援班	bousai_fukushi@div.city.fuji.lg.jp	0545-51-2040	0545-55-2943
磐田市役所		福祉課	shogaifukushi@city.iwata.lg.jp	0538-36-1635	0538-37-4919
焼津市役所		地域福祉課	fukushi@city.yaizu.lg.jp	054-626-2189	054-626-1127
掛川市役所		福祉課	fukusi@city.kakegawa.lg.jp	0537-21-2100	0537-21-1215
藤枝市役所		自立支援課	jiritsu@city.fujieda.shizuoka.jp	054-644-2941	054-643-3149
御殿場市役所	○	月曜日から金曜日(休日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで			
		社会福祉課	fukushi@city.gotemba.lg.jp	0550-84-1046	0550-82-4238
		上記以外の時間			
		社会福祉課	fukushi@city.gotemba.lg.jp	0550-84-1046	0550-83-1212
袋井市役所		しあわせ推進課	shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp	0538-43-6285	0538-44-3114
下田市役所	○	・災害対策本部が設置されていない場合			
		・庁舎内に災害対策本部が設置された場合			
		福祉事務所	fukushi@city.shimoda.lg.jp	0558-22-3910	0558-22-2216
		・庁舎外に災害対策本部が設置された場合			
裾野市役所		災害対策本部	—	—	0558-25-3516 0558-25-3534 0558-27-1280
湖西市役所		災害対策本部	—	055-992-2640	055-992-1111
伊豆市役所		地域福祉課	chifuku@city.kosai.lg.jp	053-576-1220	053-576-4532
御前崎市役所		社会福祉課	syakai@city.izu.lg.jp	0558-72-8638	0558-72-9863
菊川市役所		福祉課	fukushi@city.omaezaki.shizuoka.jp	0537-85-1144	0537-85-1121
伊豆の国市役所		障がい福祉課	shougai@city.kikugawa.shizuoka.jp	0537-37-1255	0537-37-1252
			shoufuku@city.izunokuni.lg.jp	0558-76-8029	0558-76-8007

市町	注 1	担当課	メール	FAX	電話
牧之原市役所		社会福祉課	fukushi@city.makinoхara.shizuoka.jp	0548-23-0099	0548-23-0072
東伊豆町役場		住民福祉課	fukushi@town.higashiizu.lg.jp	0557-95-5691	0557-95-6204
河津町役場		健康福祉課	fukushi@town.kawazu.shizuoka.jp	0558-34-1811	0558-34-1937
南伊豆町役場		福祉介護課	fukukai@town.minamiizu.shizuoka.jp	0558-62-2493	0558-62-6233
松崎町役場	○	災害対策本部未設置の場合			
		健康福祉課	fukushi@town.matsuzaki.lg.jp	0558-42-3184	0558-42-3966
		災害対策本部設置の場合			
西伊豆町役場	○	災害対策本部	soumu@town.matsuzaki.lg.jp	0558-42-3183	0558-42-1111 (代表番号)
		災害対策本部未設置の場合			
		健康福祉課	kenkou@town.nishiizu.shizuoka.jp	0558-52-5750	0558-52-1111 (代表番号)
函南町役場	○	災害対策本部設置の場合			
		災害対策本部	bousai@town.nishiizu.shizuoka.jp	0558-52-1906	0558-52-1111 (代表番号)
		災害対策本部未設置の場合			
清水町役場	○	福祉課	fukushi@town.kannami.lg.jp	055-979-8143	055-979-8127
		災害対策本部設置の場合			
		災害対策本部	soumu@town.kannami.lg.jp	055-978-1197	055-979-8102
長泉町役場	○	災害対策本部未設置の場合			
		健康福祉課	fukushi@town.shimizu.shizuoka.jp	055-973-1959	055-981-8204
		災害対策本部設置の場合			
		災害対策本部	anzen@town.shimizu.shizuoka.jp	055-973-1711	055-981-8205
		警報発令時以外の場合			
		福祉保険課	fukushi@nagaizumi.org	055-989-5515	055-989-5512
		警報発令時の場合			
		災害対策本部	bousai@nagaizumi.org	055-989-5656	055-986-2131

市町	注 1	担当課	メール	FAX	電話
小山町役場	○	災害対策本部未設置の場合			
		住民福祉課	fukushi@town. shizuoka-oyama.1g.jp	0550-76-4770	0550-76-6661
吉田町役場		災害対策本部設置の場合			
		災害対策本部	bousai@town. shizuoka-oyama.1g.jp	0550-76-5910	0550-76-5715
川根本町 役場		福祉課	fukushi@town. yoshida.shizuoka.jp	0548-33-0361	0548-33-2104
森町役場		健康福祉課	kenko-fukushi@town. kawanehon.1g.jp	0547-56-1117	0547-56-2224
		保健福祉課	fukushi@town. shizuoka-mori.1g.jp	0538-85-1294	0538-85-1800

### <参考資料3>

インターネットによる災害に関する情報の入手先

気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>
サイボスレーダー (県内の雨量や水位の情報など)	<a href="http://sipos.shizuoka2.jp/">http://sipos.shizuoka2.jp/</a>
○土砂災害情報マップ ○土砂災害警戒情報補足情報 配信システム	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html</a>

このマニュアルは、静岡県健康福祉部福祉長寿局が静岡県老人福祉施設協議会の協力を得て作成した「平成27年度版高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」を参考に、障害福祉関係の施設及び事業所で利用できるよう修正し、作成しました。